

●令和2年度出雲市幼稚園・認定こども園（幼稚園利用）保育料

※国の制度改正により、変更になる場合があります。

市階層区分		保育料		
		第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯	保育料無料 副食費免除 (主食費は利用者負担)		
第2階層	市町村民税所得割非課税世帯			
	ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等			
第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下			
	ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等			
第4階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	保育料無料 (主食費・副食費は 利用者負担)		
第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上			

年度の途中に、婚姻や離婚、祖父母との同居などにより世帯構成が変わった場合や、本人、家族に身体障がい者手帳等の交付があった場合、特別児童扶養手当の支給対象になった場合、または、修正申告などで年度途中に課税額の変更があった場合は、教育・保育給付認定申請書を改めて提出してください。

(市階層が変更となる時は提出があった日の翌月から変更となります。)

★4～8月分の市階層は令和元年度の課税状況[課税対象：平成30年1月～12月の収入等]で決定されます。

★9月分以降の市階層は令和2年度の課税状況[課税対象：平成31年1月～令和元年12月の収入等]で決定されます。

★市町村民税所得割課税額は住宅借入金特別控除・配当控除など（調整控除は除く）の税額控除前の税額です。

★在宅障がい者とは、次の項目に該当する方です。

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者。
- ・特別児童扶養手当の支給対象児。
- ・国民年金の障がい基礎年金等の受給者。

★保護者（父母）の収入合計が120万円未満（児童手当等の非課税収入を含む）で祖父母等と同居されている場合には、”家計の主宰者”とみなした方の課税状況を考慮して算定する場合があります。

★給食費（主食費・副食費）、諸費が必要です。

★副食費については、「年収360万円未満相当世帯の子ども」又は「同一世帯若しくは同一生計の3人目以降の子ども」は免除されます。（免除対象者網掛け）※新たな手続きは必要ありません。

お問い合わせ先 出雲市役所 保育幼稚園課(入園係) TEL:0853-21-6964 FAX:0853-21-6413